

# 研究所 月報 2023.11

130万円の壁対策

## 被扶養者認定の円滑化

年収の壁・支援強化パッケージでは、複数の対策が盛り込まれています。

その一つである130万円の壁への対応が、パートタイマーやアルバイトが繁忙期に労働時間を延ばすなどにより収入が一時的に増えたとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みです。

被扶養者の認定・確認については、令和2年4月10日に厚生労働省保険局保険課が通知した「被扶養者の収入の確認における留意点について」において以下のように示されています。

- ・今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。
- ・確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

そのため、これまでも一時的に収入が増加し、年収が130万円以上となったとしても、状況によっては被扶養者資格は認定・確認されていました。

今回の年収の壁対策では、この認定・確認が円滑にされるように、「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」の様式を厚生労働省が示し、この証明書に基づくことで、被扶養者資格の認定・確認を円滑に行おうとするものです。（連続2回まで）

ただし、最終的には各保険者において雇用契約書等も踏まえつつ、収入の増加が一時的なものかどうか確認されることになるため、事業主の証明書があれば必ず被扶養者資格は認定・確認がされるものではありません。



# 106 万の壁対策として拡充されたキャリアアップ助成金

いわゆる壁問題への対応として、パート・アルバイトで働く方の社会保険の加入に合わせて手取り収入を減らさない取り組みを実施する企業に対し、労働者 1 人当たり最大 50 万円の支援をする仕組みが設けられました。

具体的には、2023 年 10 月 20 日から、キャリアアップ助成金に社会保険適用時処遇改善コースが追加され、その手続きが開始されています。

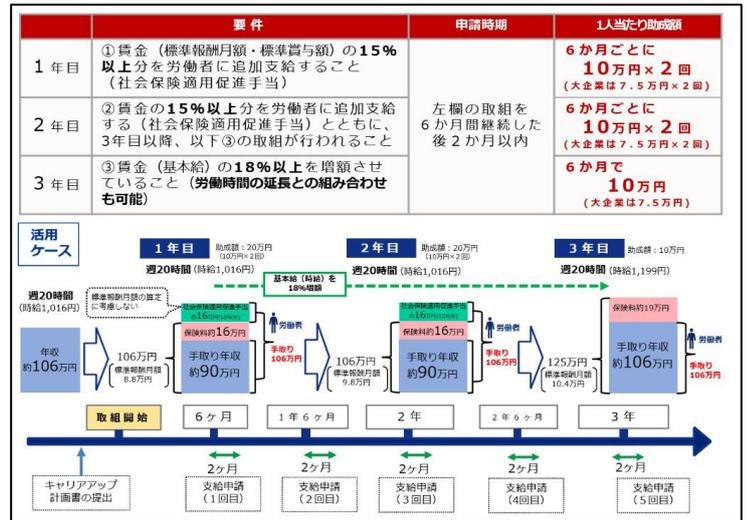
この社会保険適用時処遇改善コースには以下の 2 つのメニューが用意され、対象者 1 人当たり最大 50 万円の助成金が支給されます。

## (1) 手当等支給メニュー

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。

## (2) 労働時間延長メニュー

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して、労働者 1 人あたり中小企業で 30 万円（大企業の場合は 22.5 万円）の助成を行うものです。



この助成金を活用する場合には「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させることが求められます。

その結果、従業員間での不均衡が発生したり、助成金支給期間後の負担増など様々な課題が想定されます。導入に当たっては慎重な議論をされることをお勧めします。

## ひらたコラム

人生初となるトライアスロンを観戦。トライアスロンとは、水泳、自転車、マラソンの 3 種目を連続でこなし、総合タイムを競う競技です。

モトクロスをやっていた友人がトライアスロンに転向して頑張っているの、近くで開催された「さぎしまトライアスロン」に応援にいきました。

すべてがタフで、真剣に競技や自分と向き合わなければ完走すら難しそうなこの競技を彼は完走し、なおかつ 4 年前の成績を超えるという快挙。そして、参加自体が狭き門であるという全日本選手権への切符をみごと手にしたのです。

50 歳を超えている友人ですが、何歳になっても真剣に打ち込み、達成する経験というのは人生を豊かにすることを実感し、感動した 2023 年夏！



発行/2023 年 10 月 31 日 第 138 号  
 平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか  
 733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201  
 TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544  
 Mail info@tairaken95.com  
 URL http://tairaken95.com

